

**外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンにおける
消費者庁食品ロス削減公式Xフォロー&引用リポストキャンペーン応募要項**

1. キャンペーン名

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンにおける消費者庁食品ロス削減公式Xフォロー&引用リポストキャンペーン

2. 概要

期間中、消費者庁食品ロス削減公式X（旧 Twitter）（以下「X」という。）アカウントをフォロー後、指定の投稿に対し、引用リポスト（ハッシュタグ「#食べきりキャンペーン」をつけた上で、引用リポストした方自身の食べきりの取組を記載し、投稿）した方の中から抽選で20名に賞品をプレゼントする。

3. 実施期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月31日（土）23:59まで

4. 賞品

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンとすみっコぐらしのコラボポスター（B2サイズ、非売品）／20名（デザイン2種類×10名）

※ポスターのデザインは当選者自身では選べない。

5. 応募資格

- （1）自身のXの公開アカウントを持っていること。
- （2）日本国内に居住し、日本語での事務手続きができること。
- （3）未成年者の方は保護者の同意が必要であるため、未成年者の方が応募する場合は、保護者の同意が得られているものとみなす。
- （4）本要項の記載事項に同意していること。

6. 応募方法

- （1）消費者庁食品ロス削減公式Xアカウント（@caa_nofoodloss）をフォローする。
- （2）指定の投稿を引用リポストする。その際、下記の①～②を行うこと。
 - ①ハッシュタグ「#食べきりキャンペーン」をつける。
 - ②引用リポストした方自身の食べきりの取組を記載する（画像の有無は問わない）。

※Xの文字数制限に留意すること。

※単なるリポストの場合は、応募対象外とする。

※ハッシュタグをつけていない場合は、応募対象外とする。

- ※ハッシュタグのみ投稿している場合は、応募対象外とする。
- ※キャンペーン期間中に一度投稿した後も、異なる食べきりの取組であれば、一人で何回でも応募が可能。なお、当選権利は1つのみとする。
- ※食べきりの取組は外食時だけでなく家庭における取組も可とする。
- ※キャンペーン期間中にアカウントを「非公開」に設定している場合、応募を無効とする。
- ※キャンペーン実施期間中にXのIDを変更した場合も応募を無効とする場合がある。
- ※キャンペーン実施期間後であっても、消費者庁食品ロス削減公式Xアカウントのフォローを解除している場合、応募を無効とする場合がある。
- ※懸賞等応募用アカウント、リポスト用アカウント、ボット（Bot）アカウント（自動で投稿を行うアカウント）またはこれらに類するアカウントの場合、応募を無効とする。

7. 抽選・当選発表

- (1) 厳正な抽選のうえ、当選者を決定する。
- (2) 決定等の事務連絡は消費者庁食品ロス削減公式Xアカウントからダイレクトメッセージにより行う（令和7年2月上中旬予定）。
- (3) 当選の権利を他人に譲渡・換金・転売することはできない。
- (4) 以下の場合は受け取り辞退とみなす。
 - ・消費者庁（以下「当庁」という。）がダイレクトメッセージで通知した期限までに返信がない場合
 - ・発送先の登録内容に不備がある場合
 - ・発送先登録完了後に住所変更をして、その連絡がない場合
 - ・住所が不明、連絡不能などの理由で賞品が届かない場合

8. 注意事項

- (1) 本キャンペーンの応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 抽選方法、当選結果については一切開示しない。
- (3) 本キャンペーンに関し応募者と第三者の間において生じたトラブル、その他一切の事由に関し、当庁は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 以下にあてはまる行為は禁止とする。
 - ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの
 - ・個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
 - ・他の個人、企業、団体等になりすましたもの
 - ・本キャンペーンの適正な運営を妨げるもの

- ・ X の利用規約・法令に違反するもの
 - ・ その他、当庁が不適切と判断するもの
- (5) 本キャンペーンについて、X 社への問合せは控えること。
- (6) 本キャンペーンは予告なく変更・中止することがある。
- (7) X の操作方法、お使いのスマートフォンの設定などに関する問合せには、当庁は原則回答しない。
- (8) 当庁は、本要項について、本キャンペーンの応募者の同意を得ることなく、期間を問わず本要項の内容を変更することができるものとし、変更後の本要項は方法のいかんを問わず、当庁が公表した時点で効力が生じるものとする。
- (9) 本要項の規定又は公序良俗に違反する、他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為など、当庁が不適切と判断した場合、断りなく応募投稿の削除を要請することがある。
- (10) 本要項は日本法を準拠法とし、本要項に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

9. 個人情報の取得について

- (1) 当選者は、賞品発送等に必要な個人情報を提供することに同意の上、応募すること。同意がない場合は、当選を取り消す場合がある。
- (2) 当選者は、通信上のリスクを十分に理解の上、本キャンペーンに応募すること。第三者の不正アクセス等の違法行為により、個人情報が漏洩した場合、消費者庁は一切の責任を負わないものとする。

【問い合わせ先】

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室
担当者：山端
電話番号：03-3507-9244（ダイヤルイン）
メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

(参考) 引用ポストの例

mottECO(モtteco) マークがある店で、食べ残してしまった分を持ち帰りました！
家に帰って再加熱して、おいしく食べきりました◎

#食べきりキャンペーン

ハッシュタグの記載

自身の食べきりの取組
(外食時だけでなく家庭
における取組でも可)



自身の食べきりの取組に
関する画像があれば添付
(無い場合は添付不要)

会社の忘年会で幹事をした時に、「30・10 運動」を呼びかけました！
みんな取り組んでくれて、食品ロスゼロでした✧

#食べきりキャンペーン

ハッシュタグの記載

自身の食べきりの取組
(外食時だけでなく家庭
における取組でも可)

自身の食べきりの取組に
関する画像があれば添付
(無い場合は添付不要)